

現場代理人の雇用について

－請負者との直接の雇用関係－

工事の適正な施工(契約の適正な履行)の確保するためには、「請負者の代理人」である現場代理人は、請負者と直接的・恒常的であることが必要なことから、下記のとおり、現場代理人の要件を設定します。

記

1 直接的・恒常的雇用

現場代理人の選任においては、請負者との直接的・恒常的な雇用関係を要件

※恒常的＝入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

※入札の申込のあった日＝ 一般競争入札＝入札参加資格確認申請日
指名競争入札＝入札執行日
随意契約＝見積書提出日

2 適用範囲

予定価格が、2千万円以上の全ての建設工事

3 適用時期

平成22年4月1日以降の公告及び指名通知をした建設工事から適用

※現場代理人とは、

工事現場に常駐し、請負者の代理人的な役割・職務を担い、工事の施工や契約関係事務に関する一切の事項を処理する人のことをいいます。
(ただし、請負金額の変更や請負代金の請求、契約の解除にかかることは除く。)